

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

- 1 日時  
平成 27 年 3 月 19 日（木曜日）  
午前 10 時 3 分開会、午後 1 時 42 分散会  
（うち休憩 午後 0 時 5 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所  
第 1 委員会室
- 3 出席委員  
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木博委員、  
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
清川担当書記、中平担当書記、藤本併任書記、及川併任書記、小野併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 秘書広報室  
東大野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、  
菅原参事兼秘書課総括課長、野中広聴広報課総括課長
  - (2) 総務部  
小田島総務部長、佐藤副部長兼総務室長、宮参事兼管財課総括課長、  
小向総合防災室長、山崎入札課長、工藤放射線影響対策課長、熊谷人事課総括課長、  
五月女財政課総括課長、細川法務学事課総括課長、千葉私学・情報公開課長、  
小向税務課総括課長、佐々木防災消防課長、及川総務事務センター所長
  - (3) 政策地域部  
齋藤政策地域部長、大平副部長兼政策推進室長、菊池副部長兼地域振興室長、  
千葉科学 I L C 推進室長、森政策監、高橋調整監、菊池評価課長、  
伊勢分権推進課長、泉市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、  
古舘情報政策課総括課長、佐々木交通課長、藤田県北沿岸・定住交流課長
  - (4) 復興局  
中村復興局長、小野寺技監兼副局長、大友副局長、佐野参事兼生活再建課総括課長、  
石川復興推進課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、  
石田産業再生課総括課長
  - (5) 国体・障がい者スポーツ大会局

松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、岩間副局長、小友総務課総括課長、  
伊藤障がい者スポーツ大会課総括課長

(6) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長

(7) 監査委員事務局

菊池監査委員事務局長、佐藤監査第一課総括課長

(8) 警察本部

安岡警務部長、小野寺刑事部長、照井参事官兼警務課長、  
一方井参事官兼生活安全企画課長、藤田参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 21 号 情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の  
一部を改正する条例

イ 議案第 22 号 個人情報保護条例の一部を改正する条例

ウ 議案第 24 号 岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条  
例

エ 議案第 25 号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関  
する条例の一部を改正する条例

オ 議案第 26 号 行政手続条例の一部を改正する条例

カ 議案第 27 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

キ 議案第 28 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

ク 議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ケ 議案第 30 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

コ 議案第 31 号 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の  
基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎と  
なるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

サ 議案第 32 号 職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例

シ 議案第 61 号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

ス 議案第 62 号 岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例

セ 議案第 78 号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第144号 被災者住宅再建支援事業の拡充についての請願

イ 受理番号第146号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の

## 充実を求める請願

### (3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

### 9 議事の内容

○**岩崎友一委員長** ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、議案の審査を行います。議案第 21 号情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**細川法務学事課総括課長** 議案第 21 号情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。お手元の議案(その 2) の 1 ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきましては、便宜お手元に配付してございます情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、独立行政法人通則法の一部改正等に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容についてでございますが、初めに情報公開条例の改正でございますが、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人が今回の法改正によりまして、行政執行法人に名称が変更されることに伴い、所要の整備を行うものでございます。次に、個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の改正でございますが、引用している法律の題名が改められることに伴いまして、所要の整備をしようとするものでございます。

最後に、3 の施行期日についてでございますが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行日でございます平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**岩崎友一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**嵯峨竜朗委員** ちょっと簡単なことですが、名前が変わると何が変わるのですか、中身が変わるのですか。

○**細川法務学事課総括課長** 今回名称が変わったということでございますが、これまでさまざまな分野及び様態の業務を行っている法人全てを一律に規定していた独立行政法人の制度の見直しが行われまして、法人ごとの業務の特性を踏まえて、中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人の三類型に分類いたしまして、それぞれの特性に応じて法人の運営、マネジメントを行うというものでございます。

今回条例の対象となっているのはこの行政執行法人ということになりますが、若干申し

上げますと、中期目標管理法につきましましては、公共の事務、事業につきまして、およそ3年から5年のスパンで中期的な目標と計画を定めて、その計画に従って業務運営を行う法人でございます。それから国立研究開発法人につきましましては、いわゆる試験研究機関でございまして、こちらのほうは5年から7年のスパンで若干長めの中長期的な目標と計画を定めまして、その計画に基づいて研究業務等を行う法人でございます。

今回の条例の対象である行政執行法人につきましましては、単年度ごとに目標と計画を定めて、国の事務と密接に関連した業務を行う法人でございまして、国の相当な関与のもとに確実に業務を執行することが求められており、その役員と職員につきましましては国家公務員の身分を有する者となっております。

○**嵯峨老朗委員** ありがとうございます。できればそこまで事前に説明してもらえれば親切かなと思っただけです。名前がただ変わったわけではないのですね。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉私学・情報公開課長** 議案第22号個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。お手元の議案（その2）の4ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましましては、便宜お手元に配付しております個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。岩手県個人情報保護審議会に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議させる等、所要の改正をし、及び独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。大きく分けて二つございます。一つ目は、独立行政法人通則法の一部改正に伴うものでございまして、特定独立行政法人が行政執行法人に改められたことから、条例で引用している部分を改正しようとするものであります。

二つ目は、岩手県個人情報保護審議会に係る改正で、改正点は3点ございます。1点目は個人情報保護審議会において、個人番号を含む特定個人情報の保護評価に関する事項の調査審議を行うため、当該事項を所掌事項に加えようとするものでございます。

この特定個人情報保護評価でございますが、資料裏面をごらんいただければと存じます。番号法に基づきまして、平成28年1月から社会保障・税番号制度が開始されます。中ほどの絵にありますとおり、制度の開始後は個人番号を利用いたしまして、個人情報のやりとりを行うことから、個人番号を利用する機関におきまして、事前に個人情報等の漏えい等に係るリスクの分析やリスクを軽減する対策等について評価を行うこととされているものでございます。この特定個人情報保護評価のうち、最も詳細な分析を行う全項目評価につきましては第三者による点検を受ける必要があります、この点検を個人情報保護審議会において行おうとするものでございます。改正の2点目でございますが、特定個人情報保護評価の審議に当たっては、審議会に情報セキュリティーに知見を有する専門委員を置いて行うこととしようとするものでございます。3点目は、専門委員にも委員と同様に守秘義務を課し、違反した場合には罰則を科すこととしようとするものでございます。

3の施行期日、附則関係についてでございますが、独立行政法人通則法の一部改正に係る部分は、同法の施行日である平成27年4月1日から、個人情報保護審議会に係る部分については、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**岩崎友一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木博委員** ちょっとわからないので、教えていただきたいのですが、岩手県の個人情報保護審議会というのは既にあるわけですね。

○**千葉私学・情報公開課長** はい。

○**佐々木博委員** 委員が何名で、どういった関係の方々が委員になっているのか教えていただきたいと思います。

○**千葉私学・情報公開課長** 個人情報保護審議会の委員につきましては5名おりまして、1名が弁護士、2名が大学の教授、1名はマスコミ関係の方、1名が消費者代表ということになってございます。

○**佐々木博委員** その5名の中には情報セキュリティーの専門家がないから、情報セキュリティーの専門家を専門委員として、必要なときにはその審議会に入って審議していただくというふうにしたいわけですね。わかりました。

○**工藤大輔委員** 個人情報保護の関係なのですが、これは税や社会保障、災害対応等の分野において、行政手続の簡素化を図るといような目的があるというふうに理解をしておりますが、これから10月には個人番号が通知され、来年1月には正式運用ということなのですが、県民を初め多くの方々がこの制度についてほとんどまだ理解していないなど。最近CM等が流れるようになって、この個人情報の番号の通知がいつだとか、また人気の女優がCMに出演していますから、そういった意味ではイメージに残るようになってきてい

るといふふうに思いますが、これから制度を広めるために、市町村にもさまざま協力関係を求めなければならないと思いますが、まずどのように取り組んでいくのかということと、この条例案を改正するに当たって、本年度内には実施要領等を作成しながら、この内容に沿った形で進んでいくのかどうかということ、また今後正式な運用までに当たって、庁内で準備をしなければならないようなことについて、どういった段取りでどういふふうに進んでいくのかといったスケジュールについてもお伺いします。

○古館情報政策課総括課長 マイナンバー制度の広報に関してでございますが、委員から今御指摘がございましたとおり、3月から国によるさまざまなテレビコマーシャルや新聞広告等が始まったところでございます。また、国においてはコールセンター等の設置を行っておりまして、国民の皆様からの御質問を受けているところでございます。

県におきましては、個人番号の通知が行われます10月ごろに合わせまして、県の広報を活用しまして、全戸配布という形で周知をしていきたいと考えておりますし、実際にカード交付などを担当いたします市町村とも連携をとりながら、広報に取り組んでいきたいと考えております。

それから、今後のマイナンバー制度への対応についてでございますが、ただいま現在法令に基づく事務の確認等の作業を進めておりまして、その確認の終了次第、今回の条例の内容にあります特定個人情報保護評価書というものを4月、5月、6月ぐらいまでかけて作成していくという段取りになっています。

また、関連する条例がまだございますので、それについては、10月ごろをめどに整備を進めていきたいというふうに考えております。また、システム改修等につきましては、平成27年12月をめどに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○工藤大輔委員 評価の中身においては、恐らく基礎項目評価、重点項目評価あるいは全項目評価という3本の柱のもとで評価制度をつくっていくと思いますが、県庁内において関係する担当所管課というか、どういった部局がどのようにかかわっていくのかということをお伺いしたいのと、またこの個人番号を庁内で活用する場合に、条例をつくるとか、何らかの準備等が必要になってくるのかどうか、その辺を説明いただきたいと思います。

○古館情報政策課総括課長 現在庁内では7部局、17室課がこの業務に関係しております。これらの課室でそれぞれ、先ほども申しましたスケジュールに合わせて、業務の対応状況について検討していただいているとともに、特定個人情報保護評価書の作成準備を進めているところでございます。特定個人情報保護評価書については、全項目評価を行うものが2件、それから、基礎項目評価を行うものがまだ確定はしておりませんが、おそらく十数件、それ以外の業務については対象外となっているというふうに考えています。

ちなみに、税務に関するシステム及び住民基本台帳に関するシステムについては全項目評価になると考えておりまして、その2件についてはパブリック・コメントを終了して、これから条例が制定されました後に第三者から御意見を聞くというふうな段取りになっているところでございます。

○**工藤大輔委員** システム業者のほうでも、また民間企業のほうでも、それぞれ必要な準備はしていかなければならないということで、時間がない中、新しい分野に取り組むということでかなり大変だと思いますが、しっかりと進めていただきたいと思います。

また、先ほどの説明の中に、個人情報の保護の関係だとか、守秘義務の関係等で罰則云々の説明もあったので、今すぐ出せばなのですけれども、情報公開制度における公文書開示請求の件数だとか、あるいは保有個人情報の公開請求の件数だとか、最近の傾向がわかれば教えていただきたいと思います。すぐ出せなくても結構です。また、罰則が今どのような内容になっているのか、これは確認の意味でお伺いしたいと思います。

○**千葉私学・情報公開課長** 情報公開の請求の件数でございますけれども、平成23年度、平成24年度につきましては、おおむね3,000件程度でございます。平成25年度につきましては、若干減りまして2,500件程度となっております。個人情報の公開請求につきましては、年間30件程度で推移してございます。

審議会の罰則についてでございますけれども、情報を漏らした場合等について、通常の委員と同様、専門の委員についても罰則を科すというものでございます。一方、通常の委員ですと政治活動を制限するという内容になりますが、専門の委員については、5年に一回程度の審議というのを考えてございますので、そういった政治活動の制限は行わないという形で検討しているところでございます。

○**久保孝喜委員** これまでの質疑で概略は何となく理解できるような気がするのですが、そもそもの話としてちょっとお聞きをしたいわけですが、この特定個人情報保護評価というのは、例えばこんなことだというふうに具体例でお示しをいただきたいということと、特定個人情報保護評価に関する事項を審議会で調査審議するということになってはいますが、具体的に何をどのように調査審議するのかを含めて、説明をお願いしたいと思います。

○**古舘情報政策課総括課長** 特定個人情報保護評価でございますが、具体的には個人番号の利用根拠、入手方法、使用目的、使用方法、それから個人番号を扱う情報システム等のリスク対策、そういうふうなものを分析しまして、評価書として取りまとめることとしております。その評価書につきまして、今回専門委員の方から実際に御意見をいただいて、そのリスクの軽減を図るという制度でございます。

○**久保孝喜委員** わからない。具体的にどんなことですかと聞いているのに、そういうふうに専門用語をガラガラ並べられてもなかなか理解ができないので、もうちょっとかみ砕いて説明していただけませんか。

○**古舘情報政策課総括課長** 特定個人情報保護評価書の内容でございますけれども、住民基本台帳の場合を例にとりますと、実際にまず基本情報としまして、住民基本台帳の事務の内容が一体どのようなものであるか。具体的には、住民基本台帳法に基づいた台帳の情報を集めますというようなこと、それからその住民基本台帳を実際に動かしているシステムはどのようなものであるか。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムというような名前でも、住民基本情報を扱っていますというようなこと、それから人数もまたリスク

の要因でございますので、職員が何人程度この業務に対応しているかというようなこと、そういった一つ一つの項目を特定個人情報保護評価書に取りまとめて、それを公開するというふうな中身になっております。

○久保孝喜委員 大変難しいというか、わかりにくいというか。そうすると、この条例で定めるところの調査審議というのは、市町村も含めた管理の体制だとか、その情報に触れることができる職員をきちんと特定しているかとか、そういう情報が外部に漏れないように全体のセキュリティーを守るための仕掛けをきちんとやっているかどうかということ調査審議するということなのですか。

○古館情報政策課総括課長 委員御指摘のとおりでございます。幅広く評価した上で、体制に漏れがないかとか、システム上のセキュリティーが保たれているかどうかというふうなことについて第三者から御意見を伺って、その後、手直しをして実際の運用に入るという流れです。

○久保孝喜委員 一応了解をいたしました。そこでちなみにですが、システムの稼働に向けて、さまざまな修正が加わるのだという話がちょっとあったのですが、このシステムの構築自体にどれだけのお金がかかるのか。それは県と市町村のそれぞれの負担があると思うのですが、その概要がわかればお示しをいただきたい。

それからもう一つは、このシステムを維持するためには、それなりのお金もまたかかってくる。いわゆるランニングコストというものはどのように見込んでおられるのかを含めてお尋ねしたいと思います。

○古館情報政策課総括課長 市町村はまた別になりますが、県庁全体でとなりますと、今回マイナンバー制度の運用に係り改修等が必要なシステムが全部で 14 システムになると想定しており、全体では 3 億 1,000 万円程度の経費がかかる見込みです。運営経費については手元に資料がございません。

○久保孝喜委員 市町村の総体の費用などの資料があれば、後でお示しをいただきたいということ、最後にこのシステムですが、今回法律も含めて、社会保障・税番号制度というふうな名前になっていますが、このワークシステムで扱える容量は、単なる税と社会保障に限って使えるシステムなのか、もっとその範囲を拡張できるシステムとして立ち上がるのか、その概要をお示しいただきたい。

○古館情報政策課総括課長 国から示されているシステムの全体像によると、さらに拡張が可能なシステムになっているというふうに考えられています。県の立場から申しますと、県のシステム自体は、新規につくるものは個人番号等を管理するためのシステムになりますので、その部分については、データとして扱う人数がふえても対応できるというふうに考えております。システムで扱う最大のデータとして想定されるのは、県民全体の住民基本台帳の 140 万人分近くのデータとなりますが、対応可能だと考えております。

○久保孝喜委員 この制度というか事業は、かつて国民総背番号制と言われて、さまざま議論を呼んだことだったわけで、今回の立ち上げによって、このシステム拡張がある意味



では簡単にできる仕組みになってしまったという点では、これからいろんな意味で問題が発生するのではないかというふうに危惧をいたしておりますので、慎重に慎重を重ねて業務を行っていただきたいということを申し上げたいと思います。

○**嵯峨耆朗委員** 余りくだらなかつたら申しわけないのですが、この社会保障・税番号制度というのは、マイナンバー制度とっているものなのですね。本人確認の仕組みについて、例えば、個人番号カードを希望により交付された方が役場等の窓口でそのカードを提示した場合、その人自身のカードであるかどうかというのは、どういうふうに確認するのですか。

○**古舘情報政策課総括課長** 今回1月から配付が開始されます個人カードに関しましては、身分証明書のかわりともなっております、そのカードで本人確認ができるような仕組みになっているものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** そうなのでしょうけれども、顔写真の表示を見れば一番わかりやすいと思うけれども、例えば整形しているとわからなくなるよね。その場合はどうやって本人だと確認するのかなと思って。

○**古舘情報政策課総括課長** 今想定されております個人番号カードの券面には氏名、住所、生年月日、それから本人の写真が掲載されることとなっております。それから、内蔵されているICチップの中に同じ事項が記録されることになっておりまして、そのような内容で運用するというふうになっているものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。例えば、私が軽石委員のカードを持って窓口に行きますよね。そのカードが本当に持っていった人のものなのかどうか確認する方法というのは、写真か何かなのか、ということなのですが。

○**古舘情報政策課総括課長** 個人番号カードに関しましては、身分証明書としても使えるような形になっておりますので、本人の方が券面の写真や住所や名前を確認して、窓口の方がICチップの情報から本人だと確認するという仕組みでございます。

○**嵯峨耆朗委員** わかりましたけれども、悪用されないためのシステムがあるかどうか、要するにそういうことを聞きたいのです、悪い人がいるじゃないですか。

○**古舘情報政策課総括課長** 悪用される場合として想定されるのは、例えば代理人によるものなどが考えられるかと思えます。代理人が委任状を持ってカードを窓口で提示する場合は、代理人の方のカードも確認するというふうな形で、本当に代理を受けた方かどうかということも確認し、本人のカードの写しも確認するというような方法を使いながら、本人確認をしていくというふうなやり方になると考えられています。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。というか、余計わからなくなったけれども、実際に使ってみるしかないということなのですね。いいです。

○**軽石義則委員** その個人番号カードに関連してですけれども、今住民基本台帳カードがあるわけですが、それとのかかわりはどうなるのでしょうか。

○**古舘情報政策課総括課長** 住民基本台帳カードは、今後個人番号カードのほうに移行し

ていきます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 初めに、これから御説明いたします条例案に関連いたしますので、教育委員会制度改革の概要につきまして、簡単ではありますが、御説明申し上げます。

今般教育行政における責任の明確化や、首長と教育委員会の連携を図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、本年 4 月 1 日から施行されることになっております。

この法改正に伴いまして、現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、それから首長と教育委員会が協議調整を行う総合教育会議の設置、首長が総合教育会議において教育委員会と協議の上、教育に関する総合的な施策の大綱を策定することなどが措置されたところでございます。

今回、先ほど御説明申し上げましたとおり、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として位置づけられましたことなどから、関連する条例につきまして、改正、制定を行おうとするものでございます。

それでは、議案第 24 号岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その 2)の 9 ページをお開き願いたいと存じます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、岩手県教育委員会の委員の定数を減じようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容についてでございますが、今回の法改正により、現在の教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることに伴いまして、教育委員会の委員の

定数を現行の6人から5人に減員しようとするものであります。具体的に御説明申し上げますと、箱で囲んである地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正前、改正後の条例をごらんいただきたいと思いますが、現行規定第3条におきまして、教育委員会は5人の委員をもって組織、ただし条例の定めるところによりまして、都道府県の教育委員会にありましては、6人以上の委員をもって組織することができる」と規定されてございました。今般の法改正によりまして、この5人の委員という部分が教育長及び4人の委員に、6人以上の委員という部分が教育長及び5人以上の委員と改められたところでございます。

これまで本県におきましては、教育委員につきまして、より幅広い分野から人材を選考し、多様な意見を教育行政に反映していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条のただし書きの規定に基づきまして、この条例で委員の定数を6人としておったところでございます。今回、法改正がなされましたことから、教育委員の定数を6人から5人に減じる改正を行おうとするものでございます。

最後に、3の施行期日等についてでございますが、平成27年4月1日から施行するとともに、あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 地方教育行政の組織については、先ほどの議会運営委員会でもちょっと議論があったのですけれども、教育委員会の案件は総務委員会ではなくて商工文教委員会に付託されるのではないかと、何でこれが総務委員会なのだろうという話があったのです。総務部長は多分御存じでしょうが、なかなかその理由がわからなかったのですが、どうなのですか、その質問自体がおかしいのですか。

○熊谷人事課総括課長 こちらは教育委員会の案件ではございますが、条例改正ということでございまして、条例の部分につきましては総務部で所管しているということで、総務委員会に付託されているというふうになっています。

○嵯峨耆朗委員 その説明もさっきからありました。そもそもなぜこれが総務部の管理条例なのでしょうか、わからないよね。

○熊谷人事課総括課長 基本的に、条例提案権は知事でございます。この条例の所管部局が総務部、所管課が人事課ということになってございますので、私どものほうで提案をさせていただいているというところでございます。

○久保孝喜委員 条例の出し方の問題は今議論があつて、私も少し釈然としないところはあるのですが、内容について、今回は教育委員が6人から5人に減員という単純な話なのですが、先ほど説明があつたように、新しい教育委員会の制度ということを含めて、教育行政に幅広い意見を取り込むために教育委員数を確定してきたというお話がありましたよね。だとすれば新しい制度である以上、より幅広くその意見を取り入れるということからすれば、何も減らす必要は全くないのではないかと。しかも、条例上は5人以上の教育委員ですから6人でもいいわけですね。それをなぜ減らすのか、その根拠は何か、そしてそ

の具体的な教育行政にかかわる教育委員会との関係では、どういう議論が積み上がってこの減員という措置になったのか、その理由をお示しいただきたい。

○熊谷人事課総括課長 先ほど申しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定によりまして、条例上は教育委員を1人増員しておったところでございます。このことに関して他県の状況を申し上げますと、他県の多くが法で定める人数、いわゆる改正前ですと5人プラス1人で本県と同じ6人という状況でございました。今回の改正に当たりまして、それらの状況を確認した結果、要は1人を減ずるといような改正を前提にしていると。他県均衡ということでございますけれども、そのような部分で、今回条例改正を御提案させていただいたところでございます。

○久保孝喜委員 ほとんど理由になっていないと思います。基本的に他県均衡という尺度は認めますし、それはあり得るといことを前提にしつつも、しかし岩手県の広大な県土、あるいは被災をしているという特殊性、さらには人口減少問題も含めて、教育に光が当たるケースがこれからどんどん大きくなっていくという将来性を考えても、教育委員を減らすことにどうい効果があるのかといことを考えたら、今の説明ではほとんど納得できないのではないのでしょうか。

○熊谷人事課総括課長 失礼いたしました。実質的には新しく常勤の特別職となる教育長、それから教育委員で教育委員会議が組織されますので、実質的な教育委員のメンバーの人数には変わりがございます。委員御指摘のとおり、そういった教育行政の充実のために教育委員の数をふやすということもあろうかと思ひます。教育委員会とのやりとりの中では、現段階では、現在の構成の教育委員で特段の支障がないということございまして、それを承りまして、現行体制の維持を基本とするということ、今回条例を提案させていただいたところであります。

○久保孝喜委員 実質的には変わらないからいいのだという議論はわかります。最初からそうだったといことはわかりますが、条例をいじるまでもなく、そのまましておけば教育委員が実質1人ふえるわけですね。そういうことを含めて、今岩手県はそういう環境にあるのではないかという議論をしてほしかったなというふうに思ひます。現状維持のままでいいのだといことで、条例で教育委員を5人に減員するといことに、私は特段の積極性を見ることはなかなかできないなと感じるわけですが、ここは総務部長ですか。

○小田島総務部長 先ほど御説明差し上げたわけでございますが、地方行政関係の法令によりますと、教育委員の定数を原則5人にされているところを、あえて条例上は1人ふやして6人にしている状況でございます。そういう中で、教育行政についてさまざまな議論を重ねてきた経過がありまして、この人員でもってきちんと本県の教育行政をつかさどってきた経緯がございます。そういう実態に鑑みますと、今回例えば新教育長になった時点で、教育委員会との間で実質1人ふえるような形にすべき必要性まではないといふにすり合わせが行われたところでありまして、現体制を維持しながら、今後の教育行政をきちんと遂行できるようにやっていきたいといふふうに考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** 今久保委員のお話にもあったように、これから教育が抱える課題というのは、減るというよりもより複雑化していくし、また新たに情報モラル教育の関係だとか、かなり根深く広がりを持たれてくるというふうに思います。そういった中で、さまざま意見を入れながら教育委員会制度を運用していくというのは、私は確かに大事だなというふうに思いますし、余り教育委員を減らさなくてもいいのではないかなというふうな思いも持っております。スタート段階で、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの適用は行わないということが、教育委員会のほうで決まったのか、こちらの知事部局のほうで決まったのか、最終的に確認したいと思います。

それとこれまで、いわゆる行政の長である知事が、教育委員会あるいは教育委員と毎年意見交換等を重ねてきたと思いますが、その実施状況と、今回新しい制度の中で行政の長が一緒に入り、よりかかわりを持つということですが、その場面が教育委員会会議なのかこの部門でやっていくのか、その辺をもう一度説明していただきたいと思います。

○**熊谷人事課総括課長** まず、改正後の教育委員会の人数でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きを適用いたしまして、教育長と5人の教育委員という形で構成されております。教育委員会とのすり合わせにつきましては、教育委員会の意向を踏まえて、こういう条例改正の提案をさせていただいているところでございます。

それから、知事と教育委員会のかかわりということでございましたけれども、詳細な部分はちょっと私どもわかりかねますが、年に数回、教育委員会と知事との意見交換の場を設定して、教育に関する議論を行っていると同っているところでございます。制度改正後は、知事が主催する総合教育会議という会議がございますので、そうした場面を通じまして、教育委員の方々とさまざま教育行政について議論していくことになろうかというふうに考えてございます。

○**工藤大輔委員** 秘書広報室のほうでは、知事が教育委員とのかかわりの中で、どういうふうな話をしてきたかとか、どこまで深くかかわってきたかということはおわかりですか。

○**東大野秘書広報室長** 秘書広報室に関しては、日程調整といった部分はもちろんやっておりますが、教育委員の方々と意見交換については、所管は教育委員会になりますので、中身までは関与いたしてございません。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○泉市町村課総括課長 議案第 25 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その 2）10 ページをお開き願います。条例の内容につきましては、便宜お手元にお配りしております説明資料により説明させていただきます。

説明資料、第 1、改正の趣旨であります。ミンクの捕獲等の許可等に係る事務を、新たに市町村が処理することとする等、所要の改正をしようとするものであります。

説明資料、第 2、条例の内容であります。まず新たな移譲事務といたしまして、高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づきます高等学校の授業料に充てるための支援金の受給資格の認定の事務を盛岡市、難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づく特定医療費の支給認定に係る申請書の受理等の事務を、遠野市ほか 4 市町村に移譲するなどの所要の改正をしようとするものであります。

次に、表の 2 番目でございます。これまで移譲実績のある事務につきまして、平成 27 年度から、新たに処理しようとする市を追加するものといたしまして、博物館法等に基づく博物館登録などに関する事務を一関市、国土利用計画法に基づく土地の売買等の契約に係る届出の受理等の事務を北上市、特定非営利活動促進法等に基づく設立の認証等の事務を滝沢市に移譲するなどの所要の改正をしようとするものでございます。

次に、表の 3 番目でございます。既に移譲しております事務の内容を変更するものといたしまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項に係る対象動物にミンク、アライグマ及びイノシシを追加しようとするものでございます。

次に、下から 2 番目ですが、法改正により権限が県から保健所を設置しております盛岡市へ移譲されることから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づく管理医療機器の販売業または貸与業の届出の受理等の事務につきまして、条例からこれを削除しようとするものでございます。

最後ですが、その他条例で引用している条項の修正など、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、説明資料、第 3 の施行期日等でございますが、議案では 21 ページになります。この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。議案中 19 ページの、表 2 の改正部分は同年 5 月 29 日から、21 ページの表 3 の改正部分は保険業法等の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布日のいずれか遅い日から施行しようとするものであります。さらに、権限移譲に伴い所要の経過措置を講じようとするものでござい

ます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 既に移譲している事務の内容を変更するものについて、全市町村対象ということですが、このミンクとかアライグマは少なくとも洋野町とか久慈市にはいないような気がするのですけれども、これから来る可能性があるということですか。それとも何か基準があって、これを機械的にプラスしたものなのか。

○泉市町村課総括課長 委員の最初のほうの御指摘のとおりでございます。県内で目撃したという情報が結構ありまして、繁殖及び被害が拡大する前にあらかじめ市町村に権限を移譲して、確保できるようにするという意味で追加するというふうに決まっております。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川法務学事課総括課長 議案第 26 号行政手続条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。お手元の議案（その 2）の 22 ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきまして、便宜お手元に配付してございます行政手続条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨でございますが、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求めること、及び法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができることとする等、所要の改正をしようとするものでございます。資料に記載はございませんが、先般国におきまして行政が行う処分についての事後の救済制度であります行政不服審査制度の見直しが行われまして、行政不服審査法の改正がなされたところでございますが、あわせて行政が行う処分や行政指導に関しまして、行政手続法の改正がなされたところでございます。今般本県の行政手続条例におきましても、行政手続法の改正の趣旨に鑑みまして、同法と同様の規定を定める等の改正をしようとするものでございます。

2 の条例案の内容についてでございますが、改正点は大きく 3 点でございます。（1）で

ございますが、許認可等の権限を示して行政指導をする場合において、相手方に対する当該許認可等の根拠法令等の提示義務について、新たに条例に定めようとするものでございます。

(2)でございますが、行政指導を受けた相手方は、根拠となる法律または条例に規定する要件に適合しない行政指導が行われたと思料するときには、その中止等を求めることができることとするものでございます。

(3)でございますが、何人も法令に違反する事実を発見した場合において、適正な処分等を当該権限を有する行政庁等に対し求めることができることとするものでございます。

3の施行期日等についてでございますが、平成27年4月1日から施行し、岩手県県税条例について所要の整備をしようとするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第27号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の26ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付してございます条例案の概要により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、1の改正の趣旨についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給料等について定め、並びに諸般の情勢に鑑み、知事及び副知事の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものであります。

2の条例案の内容についてでございますが、(1)につきましては、特別職の身分となる教育長の給料、退職手当及び職務のために旅行したときの旅費について定めるものでございます。具体的には、給料月額につきましては、月額76万円。退職手当につきましては、



退職時の給料月額に在職月数を乗じ、これに100分の25を乗じて得た額。職務のために旅行したときの旅費につきましては、行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額としようとするものでございます。

(2)につきましては、知事及び副知事に、平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料につきまして、今年度と同様に、知事にありましては月額105万4,000円、15%の減額であります。副知事にあっては月額86万4,000円、10%の減額でございます。

(3)につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及びこれに伴う今般の条例改正に関連いたしまして、文言の整理等、所要の整備を行うものでございます。

最後に、3の施行期日等についてでございますが、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。また、教育長の給料等について定めることに伴います所要の経過措置のほか、現行の教育長の給与等について定めております教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止、これに伴う経過措置等、所要の措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 教育長の給料の関係ですが、知事、副知事の給料にあっては減額の措置がされてこの数字になるのだということなのですが、そうすると今回示された教育長の給料も、同じ特別職として本来はもうちょっと高い数字という理解でいいのですか。その辺の説明をお願いします。

○熊谷人事課総括課長 ただいま御説明申し上げました教育長の給料月額76万円という額につきましては、本則の額でございます。新しい教育長につきましてはこれからの任用ということになりますが、具体的な任用が決まった段階で、給与等の減額につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 28 号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。  
当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第 28 号の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 29 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付してございます条例案の概要により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、1 の制定の趣旨についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。第 1 条におきましては、第 1 条において、条例の趣旨を定めようとするものでございます。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項におきまして、教育長に対し、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない旨の職務に専念する義務が課せられたところであり、この特例として条例を定めようとするものであります。

なお、この条例の制定が必要となる具体的な理由でございますが、現在教育長は教職員互助会、育英奨学会、それから公立学校共済組合など、関係団体の役職についているところでございます。こうした団体の業務への従事は勤務時間中に行う場合もございまして、こうした場合には、現在職務に専念する義務の免除により対応しているところでございます。新たな教育長につきましても、引き続きこうした団体の業務に従事することが想定されますことから、これまでと同様に、職務に専念する義務の免除について措置することが必要となるものでございます。

次に、(2) につきましましては、第 2 条におきまして、教育長の職務に専念する義務の免除について定めようとするものでございます。具体的には教育長の職務に専念する義務の免除につきましましては一般職の職員の例によることとし、一般職の職員に係る職務に専念する義務の免除について定めております職務に専念する義務の特例に関する条例の規定について必要な読みかえを行うこととするものであります。

最後に、3 の施行期日等についてでございますが、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行いたしますとともに、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 29 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 61 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第 29 号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 61 号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しておりますそれぞれの条例案の概要により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、議案第 29 号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 30 ページをお開き願います。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員については 100 分の 15、総括課長級の職にある職員につきましては 100 分の 10 を減じた額としようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

次に、議案第 61 号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 209 ページをお開き願います。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、教育職給料表 4 級の適用を受ける校長の管理職手当の月額につきまして、職責に応じ 100 分の 15 または 100 分の 10 を減じた額としようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 常識なのかもしれないけれども、諸般の情勢というのは、この場合どういうものですか。

○熊谷人事課総括課長 本県財政が、いわゆる社会保障関係費の自然増とか、国の要請に沿って行ってきました経済対策に伴いまして、過去に発行しました県債の償還などが高い水準で続く見通しにございますほか、退職者の増加に伴う退職手当の増、国体関係経費の増など、引き続き財政は厳しい状況にあるというところがございます。そうした状況に鑑みまして、管理または監督の地位にある者の管理職手当につきまして、一定の減額措置を講じるというものでございます。

○嵯峨耆朗委員 ちなみに、減額をするというふうに決めるのは誰なのですか。

○熊谷人事課総括課長 減額の必要性につきましては、毎年度その財政状況等を鑑みまして総務部で検討いたしまして、いずれ上司のほうに説明及び協議のうえ決定しているものでございます。

○久保孝喜委員 今嵯峨委員からも指摘があったことが結構本質的なところだと思うのですが、先ほどの説明では、本県の財政事情等について毎年度検討して、結果的に特例減額を続けたということであり、本会議でも質疑があったように、新年度を加えると、ほぼこの10年以上にわたって総額13億円ぐらいの管理職手当等がカットされ続けてきたわけですが、人事委員会の意見の中には、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むというふうに記されてあります。さっきの説明では、早期に勧告に基づく給与水準に戻せと言われることは全く真逆の理由が言われているわけですね。

それでは、本県の財政において公債費のかさ高がどういう水準になったら特例減額しなくても済むのかと。事実上、今の説明では実態として恒久減額なのです。既にもう10年以上続いているから、そういうふうにしても過言ではないわけですが。どういう水準とどういう体制になったら減額しないで済むかということについては、明確に説明すべきだと思います。人事委員会から早期に勧告に基づく給与水準に戻せと言われているわけですから。そこに対してどういうふうにお答えするのかという説明がなければ、なかなか納得できる話ではないなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○熊谷人事課総括課長 来年度当初予算案につきましては、これまで以上に施策の一層の選択と集中を図ったところでございます。そうした中で、対外的な事業のみならず人件費を含めた全般的な歳出削減努力を行うことが必要と考えまして、今回、こうした減額を講じるよう条例改正の提案をさせていただいたところでございます。

先ほど財政状況ということで申し上げましたけれども、県財政を急激に好転させるということは非常に厳しい状況と存じます。今特例減額の将来的な見通しについて、いつからと時期を明言することはなかなかできないところでございますが、引き続き財政健全化に向けた各般の取り組みを粘り強く行っていくことが大事であるというふうに考えているところであります。

○久保孝喜委員 本会議の質疑では、新年度で大体総額9,000万円ぐらいの減額というこ

とになると。今の説明も実際は回答になっていないように、どういう状態になったら人事委員会の言われるような早期の勧告に基づく給与水準の回復ができるのかということの説明しなかったら、減額をしなければならないという基本的な姿勢についての根拠にならないわけですよ。今現在厳しいからというかなりアバウトな話で、減額がもう10年以上続いている。

毎年9,000万円程度の減額をしたところで、結果的に職員のモチベーションだとか、ましてや今大変厳しい東日本大震災津波からの復興に立ち向かっている職員の意欲というものを損ねて余りあるものになっているのではないかというふうに思いますが、そのモチベーションの話は毎年しているわけですが、一向にその成果として私らに説明もなければ示すこともない、どういう状況になったら戻すということの説明もない、いつ戻せという話はもちろんできないというのはそのとおりですが、だったらこれは永久に続く話でしょうということになりかねないわけです。

大変悩ましい話だとは思いますが、これは県民も、あるいは議会も含めて、ましてやまさに県政の中核で奮闘されている管理職の皆さん方の話ですから、9,000万円の減額分を財政に寄与するなどという話と、モチベーションとの話をてんびんにかけて、これは本格復興邁進年と言っているわけですから、邁進するために新年度は戻しましょうというぐらいの政策判断があって当たり前だと私は思うのですが、部長いかがですか。

○小田島総務部長 今の久保委員の御指摘は非常に重く受けとめているところでございます。従来から、この特例減額については単年度ごとに判断をしながら決定して、結果として10年に及んでいるわけでありまして。財政がなかなか好転をしないことについての理由については、総括課長から申し上げたところでございます。来年度におきましても、非常に厳しい状況にあるということで苦渋の選択としてそういう判断をさせていただいたところでございます。

特例減額につきましても、一定の率を決めて減額をしているものではなくて、その時々々の情勢によって、パーセンテージや減額の内容についても当然検討させていただいているところでございます。いずれ財政が好転するようなことはなかなか難しいわけでありまして、いつということはお答えできないわけでありまして、特例減額については、できるだけモチベーションの維持というお話も踏まえながら、回復ができるような財政的な努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、モチベーションの維持につきましては、今回もそれぞれの任命権者ごとにいろいろな工夫をお願いしております、例えば知事部局であれば主幹の方をふやしていただくとかいろいろな方策も検討しているところでありまして、モチベーションの下がらないような努力をあわせて行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第 30 号の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 32 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付してございます条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、用地交渉等手当の支給範囲を拡大するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。 (1) は、用地交渉等手当の支給範囲を拡大しようとするものであります。具体的には、現在用地交渉等手当は、交渉の対象となる土地の所在地や権利者の居住地等の現地において、交渉の業務に従事したときに支給しておりますが、震災復興等に係る用地取得が増大しておりますほか、交渉に係る困難性も公所の内外で大きく異なるものでないということから、他県における措置状況等も鑑み、現在支給対象とされていない公所内における交渉についても手当の支給対象としようとするものであります。

(2) は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正により、条例第 4 条の規定において引用しております感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 14 に、新たに第 2 項が追加されることになりましたので、これに伴い所要の整備をしようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてでございますが、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。ただし、2 の (2)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う改正につきましては、同法の改正に係る施行期日である平成 27 年 5 月 21 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 31 号岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○及川総務事務センター所長 議案第 31 号岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案（その 2）の 34 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。さきに人事課総括課長から御説明申し上げました議案第 24 号、議案第 28 号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることに伴いまして、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容につきましてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用している条文に改正前の法律第 16 条第 1 項に規定する教育長の規定を存置し、岩手県退隠料等条例の規定に基づく給付の裁定ができなくなることを防ぐなど、所要の整備をしようとするものでございます。

最後に、3 の施行期日等についてであります。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。また、県の職員としての在職期間と、市町村の職員としての在職期間との通算に関して必要な事項を定めております岩手県市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例につきまして、今回の条例改正に伴いまして所要の整備をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 32 号職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第 32 号の職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 38 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付してございます条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、特別職の身分と一般職の身分をあわせ有しておりました教育長が、今回の改正によりまして特別職の身分のみを有するものとなりましたことから、一般職を対象としている条例の適用範囲から教育長を除こうとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。条例の規定によりまして、管理職員は利害関係者である事業者等から例外的に許される贈与等を受けた場合や、利害関係者以外の事業者等から贈与を受けた場合、並びに事業者等から講演等の報酬を受けた場合、各任命権者へ贈与等報告書の提出が義務づけられております。今般の改正では、贈与等報告書の提出義務が課せられている管理職員の定義から教育長を除くものであります。

最後に、3 の施行期日等についてであります。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するとともに、あわせて所要の経過措置を講ずるものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い



たしました。

次に、議案第 62 号岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小野寺刑事部長** 議案第 62 号岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案（その 2）の 210 ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第 62 号関係の資料により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨についてであります。今回の改正は、少年の人権尊重と適切な処遇など少年矯正の抱える課題及び現行少年院法が施行以来、約 65 年間も抜本改正されていないなど法制度の現状を背景として、少年矯正の充実強化を図ることを目的に、少年院法及び少年鑑別所法が制定、施行されることに伴い、条例で引用している少年院及び少年鑑別所を、新たな法律により規定するものであります。

次に、条例案の内容についてであります。本条例では、第 12 条第 1 項各号に列記する施設の敷地の周囲 200 メートルの区域内における暴力団事務所の開設または運営を禁止しておりまして、この対象施設として、現行の第 4 号で少年院または少年鑑別所を規定しております。

少年院及び少年鑑別所については、現行少年院法第 1 条及び同法第 16 条でそれぞれ規定されておりましたが、新少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、少年院につきましては、新少年院法第 3 条で、少年鑑別所については少年鑑別所法第 3 条でそれぞれ規定されることから、本条例の当該引用規定を整備するものであります。

次に、施行期日についてであります。本改正は、新たな少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴うものであります。新たな少年院法は平成 26 年 6 月 11 日に公布され、その施行日については、一部の規定を除き公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において、政令で定める日とされており、少年鑑別所法の施行日も同日とされているところ、現時点で政令で定められた少年院法の施行日と改正後の本条例の公布日のどちらが先になるか不明であるため、そのいずれか遅い日の施行期日とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**岩崎友一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**久保孝喜委員** 今回の条例改正によって対象となる暴力団事務所の存在というのはあるのでしょうか。その点をまず確認したいと思います。

○**小野寺刑事部長** 今回の改正によって対象となる新たな暴力団事務所の開設等はありません。

○**久保孝喜委員** ちなみにですが、現在県内の暴力団事務所というのはどのように確認をされているのでしょうか、お知らせいただきたいと思えます。

○**小野寺刑事部長** 現在、県内には 13 団体の暴力団組織があり、13 団体それぞれが事務所を構えたり、あるいは組長等の自宅を組織の拠点としている状況でございます。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 78 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第 78 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 2）の 236 ページをお開き願います。この議案の趣旨は、平成 27 年度におきます包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

1、契約の目的であります。同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出を受けるものであります。

2、契約の期間の始期は、平成 27 年 4 月 1 日とするものであります。なお、契約の終期につきましては、同法 252 条の 36 第 6 項の規定によりまして、毎会計年度の末日とされております。

次に、3、契約金額及び 4、費用の支払い方法についてであります。相手方へ支払う額は、監査の結果に関する報告の提出後に、実際に監査に要した日数等に応じて積算の上、一括払いとするものでございます。現時点において確定させることは困難でございますので、昨年度の契約に際して実施いたしました候補者選考に係る公募において御提案いただいた監査費用額 1,280 万円をもって上限額といたしまして、費用の支払いにつきましては、監査の結果に関する報告の提出後に実績を精査した上で行おうとするものであります。

最後に、5、契約の相手方について説明させていただきます。契約の相手方は、公認会計士の木村大輔氏であります。同会計士は、平成 25 年 12 月に公募により選任した方であり、今年度の包括外部監査におきましては、県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理についてをテーマに、公認会計士としての豊富な見識、幅広い知識とすぐれた洞察力を生かして監査を行っていることと認められますことから、引き続き契約しようとするものであります。

木村氏の履歴につきましては、詳細のほうをお手元に配付しております。そちらの契約予定者の履歴をごらんいただきたいと思います。主な経歴を申し上げますと、平成 7 年 10

月に監査法人トーマツ——現有限責任監査法人トーマツでございますが——に入社。これまで民間企業を中心に多くの監査業務への従事経験を有しておられます。また、本県や秋田県の包括外部監査人補助者を務められたほか、現在は日本公認会計士協会東北会岩手県会の会長を務められておられます。

なお、地方自治法第 252 条の 36 第 3 項の規定により、同一の者と連続して包括外部監査契約を締結できる回数は 3 回までとなっております。同会計士との契約締結は平成 26 年度と今回で 2 回目となっておりますところでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 1 点だけです。トーマツの社員ですよ、もし仮にトーマツをやめた場合でもこの人と個人として契約するのですか、トーマツにいるから契約しているのか。

○熊谷人事課総括課長 県の公募に手を挙げていただいたのですけれども、あくまでも個人の公認会計士という識見に基づきまして選任させていただいたということでございます。

○嵯峨耆朗委員 ちなみに、反対ではないのですけれども、先ほど決めた金額はトーマツに入るのではなくて、この人に入るわけですか。

○熊谷人事課総括課長 そのとおりでございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。ということは、聞いてもしょうがない話ですけれども、つまり先ほど決めた金額は会社からの給料ではなくて、この人には、会社での仕事以外に個人的に仕事をしてもらっているという契約になるわけなのですね。

○熊谷人事課総括課長 会社には所属しておりますが、個人という形で契約を結んでおりますので、そういった形になります。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 144 号被災者住宅再建支援事業の拡充についての請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○大友復興局副局長 受理番号第144号被災者住宅再建支援事業の拡充についての請願に  
関し御説明申し上げます。お手元に配付しております説明資料をごらん願います。

まず、請願事項の1、地方自治体が自由裁量で活用できる交付金の措置についてであり  
ますが、平成23年度に、国からの特別交付税等を原資に、被災地の実情に応じて安全の確  
保、暮らしの再建、なりわいの再生に向けた幅広い分野への活用が可能な、東日本大震災  
津波復興基金を設置し、各種復興事業の財源に充てております。また、国の平成24年度補  
正予算で住まいの形成に資する施策を通じ、津波被災地域の住民の定着促進が図られるよ  
う、岩手県に215億円が追加措置され、全額を市町村に交付しております。今後復興が本  
格化する中で、被災地の実情に応じたきめ細かな復興施策を展開していくためには、被災  
地が創意工夫できる自由度の高い財源措置がさらに重要となっていくことから、国に対し  
取り崩し型復興基金の追加的な財源措置を引き続き要望してまいります。

次に、資料の裏面になりますが、請願事項の2、被災者住宅再建支援事業費補助金につ  
いてであります。県においては、東日本大震災津波復興基金を活用して、県と市町村と  
の共同事業として被災者住宅再建支援事業を平成24年度に創設しており、住宅を新築購入  
した場合に県3分の2、市町村3分の1の財源を負担し、複数世帯100万円、単数世帯75  
万円の補助を実施しております。また、本年2月末現在、4,454世帯に補助金を交付して  
おります。なお、被災者住宅再建支援事業については、厳しい財政状況の中で、県独自で  
のさらなる支援の拡充は極めて厳しいものと認識しており、国に対して被災者生活再建支  
援制度の支援額の増額と、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を引  
き続き強く要望してまいります。

以上で参考説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますので、本請願の取り扱いについて決めたいと思  
います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採択との御意見がございますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める  
ものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、  
事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩崎友一委員長 この請願事項が二つございまして、一つは国に対して地方自治体が自由裁量で活用できる交付金を措置するよう、国のほうに意見書を出してほしいということ、そして二つ目が県独自の補助金の増額を求めるものでございまして、これは国に出すものでございますので、請願事項の1番についてのみの記載になります。

ただいまの意見書案をごらんいただきまして、御意見とかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

次に、受理番号第146号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○伊勢分権推進課長 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願につきまして、お手元にお配りしております道州制の動向についての資料に基づき、参考説明をいたします。

まず、1の最近の道州制を巡る動向についてであります、(1)ですが、自由民主党道州制推進本部は、平成26年2月に道州制推進基本法案を策定し、議員立法により国会に提出し成立を目指す意向でありましたが、全国町村会の反対や自由民主党内の慎重論が根強いことなどから、国会への法案提出は困難な状況となっております。

次に、(2)の自由民主党の平成26年12月の、さきの衆院選の政権公約にございますけれども、道州制の導入については国民的合意を得ながら進める。導入までの間は、住民に一番身近な地方自治体の機能強化を図るといった記載になってございます。

次に、2の国への意見・提言等についてでございますけれども、全国知事会におきましては、道州制に関する基本的な考え方を公表し、これをもとに自由民主党に意見書を提出してございましたけれども、重要事項の根幹部分のほとんどが道州制国民会議にゆだねられていることなど、意見が明確に反映されない状況でございました。このため、知事会ではさらに最低限明確にすべき事項などについて、政府与党に数次にわたり意見書を提出してございましたけれども、その後要請の内容が反映されるものは示されていないところでございます。

以上で御説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますので、次に本請願の取り扱いを決めたいと思

ます。本請願の取り扱いについていかがいたしますか。

〔採択〕「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、本請願につきまして採択と不採択の意見がございますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○小田島総務部長 岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。お手元にお配りしております岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてをごらんいただきたいと思います。平成 27 年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出をされ、年度内の公布が見込まれてございます。同法律案の平成 27 年 4 月 1 日及び 5 月 29 日から施行するもののうち、早急に条例改正が必要なもの等につきましては、年度末に公布された法律の内容に応じ、年度末に専決処分をさせていただきますと考えてございます。

その主な改正内容でございますが、地方公共団体に対する寄附金に係る個人県民税の寄附金税額控除の拡充、資本金 1 億円超の法人に係る法人事業税の税率の改正、さらには環境負荷の少ない自動車に対する自動車取得税のエコカー減税の見直しなどであります。

なお、あわせてでございますが、6 番に自動車税関係がございます。認定こども園法の一部改正に伴いまして、幼保連携型認定こども園の通園バスについて、自動車税の軽減税率の対象とすることにつきましても、平成 27 年 4 月 1 日からの施行に向けまして専決処分をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○岩崎友一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かございませんか。

○嵯峨耆朗委員 6 番の自動車税の関係ですけれども、まず専決処分をすると決めたのはいつでしたか。

○小向税務課総括課長 本件につきまして、専決処分をすると決めたときでございますが、3 月 18 日でございます。

○嵯峨耆朗委員 3 月 18 日といえば、平たく言うときのう決めたわけですか。では、他の 1 番から 7 番、ちなみにこれはいつ決めたのですか、最初から専決処分にしようと思っていたのですか。

○小向税務課総括課長 ほかの案件につきましては、今国のほうで法律を審議中でございます。やがて国会を通りましたらばということで、4 月 1 日施行の分についてお願いするというところでございます。

○嵯峨耆朗委員 6 番は、それ以前に決まっていたのではないですか。扱いとしてはむしろ逆ですよ。なぜ今これが専決処分が出てきたのですか。

○小向税務課総括課長 今般改正の認定こども園法でございますが、これが公布された段

階におきまして、税務課としては、県の条例で減免を定めている部分に影響するというような認識はございませんでした。それで、平成 27 年 2 月初めころでございますが、平成 27 年度の自動車税の課税の準備をしている中で、現行条例の中で軽減税率適用となる学校法人名義の幼稚園の通園バスが、軽減の適用を受けない社会福祉法人へと名義変更がなされているケースに気がつきまして、そのときの判断としては、現行規定に照らしまして、軽減とならないということに当てはめておったということでございます。

そうした中で 3 月 17 日、軽減税率の適用とならない車があるということをお知らせするよう、広域振興局宛てにメールで通知をいたしましたところ、同日、納税者の方から、幼稚園の経営の実態が変わらないのに、国の制度によって手続をしたことで自動車税が高くなるのはおかしくはないですかというふうな御指摘を受けたところでございます。

この時点で、制度を所管する保健福祉部と協議を行いまして、所定の法改正後の幼保連携型認定こども園の通園バスについて、やはり学校法人名義の通園バスと同様に軽減税率を適用すべきだと思っておりますので、対応をお願いするというところで協議が調いました。

その要望を受けまして、税務課としてもあわせて東北各県の状況について確認させていただきましたところ、軽減税率を適用するべく 2 月の議会において規定の改正をするところがあるところが 3 団体ございました。それからまだ対応を決めていないところがあるところが、本県を含めて 3 団体ございました。こういう状況の中で、軽減税率の適用に対応している団体があるということですから、やはり本県も対応すべきだということで、即日その方向性を固めたところでございます。

あわせて広域振興局のほうに連絡をとりまして、昨日の通知は発布を要せずということで取りやめさせたところでございますが、こういった流れの中で、広域振興局県税部のほうから一部納税者の方に事前に電話連絡を差し上げ、軽減税率の適用とならないというふうに申し上げまして、そしてその結果として関係施設の方々に御心配と御迷惑をおかけしたということをお報告によって承知しており、その点につきまして深く反省をし、おわびを申し上げたいと思います。

以上のことから、今回、緊急の専決処分をお願いする運びとなったところでございます。御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○**嵯峨耆朗委員** 専決処分でも何でもこういうふうに対応されたことについては評価するといいますか、いいと思いますよ。ただ、小向税務課総括課長の言っている即日とか、この時点というのは、具体的に言うといつですか。

○**小向税務課総括課長** 3 月 17 日と 3 月 18 日、この 2 日間のそれぞれの時点でございます。

○**嵯峨耆朗委員** さっきの説明では、2 月の初めに気づいていたけれども、一旦はこれに対応しないという判断をしたということですか。

○**小向税務課総括課長** そういうことでございます。現行法規の中で対応するとすれば、

そういう判断になるというふうに考えたものでございます。なお、幼稚園というものは、社会福祉法人ではなく学校法人が経営をしていくものだというふうな思い込みも一部あったことも事実でございまして、結果的には、法人の名義変更に気が付いた時点で所管部局である保健福祉部のほうに協議なりをする機会があったというふうに思っておりますので、これは大きな反省点として、今後に生かしていきたいと思っております。

○**嵯峨老朗委員** そこだと思うのです。所管課である子ども子育て支援課などに、こういうことになるという連絡をすることなく判断したということです。これはやはりミスというか、大きく反省しなければならない点であると思っております。所管課にはいつ伝えたのですか。

○**小向税務課総括課長** 所管課から、やはり課税額がふえるというのはおかしいのではないか、という申し出を受け入れましたのは3月17日でございます。

○**嵯峨老朗委員** 本来であれば、2月の初めに気づいた時点で伝えなければだめなのです。ミスとかではなく、所管課に連絡しないと判断したということ自体に問題がある。なぜ、そういう判断をしたのかお尋ねしたい。

○**小向税務課総括課長** 委員御指摘のとおりでございまして、今現在になれば、今後対応をどのようにしていくかということを考えるしかないわけですが、そのときは思いが至らなかったということが原因でございます。先ほど申し上げました保健福祉部、あるいは幼稚園を所管する法務学事課などが直接の関係課及び関係部局でございしますが、そこの連携をしっかりとやっていかなければいけないという大きな反省を持ってございます。

あわせて県税条例というのは、減免規定だとか、各方面に関連する規定がございまして。これらの関連規定は、国の法律によるもの、それから県独自で条例で定めているものなどさまざまなのがたくさんございまして、複雑で読みにくいというふうな事業部局からの声もあることから、今後は各事業部局と関係する部分を一覧表にするなど、目で見てわかるような形で明らかにしまして、制度の改正等があった場合には、その関係部局と税務課とがお互いにチェックをし合うというふうな、そういう仕組みをつくって、今後はこのようなことがないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**嵯峨老朗委員** 県税条例については、私も今回の問題に関連する部分についての調査が大変であったことから、県議会事務局に調査を依頼したという経緯がありました。もっとわかりやすくしたほうがいいと思うし、今回の問題は、担当の小向税務課総括課長のところだけで判断したのかどうかわかりませんが、この間の保健福祉部の当初予算計上漏れの問題とも通ずることがあると思うのです。その対応により不利益をこうむる相手方がいるような事案については、きちんとやさしく対処しなければと思うのですが、そういった姿勢が欠けていたのではないかと思います。組織としてどうなのかということについては、小田島部長に聞きたいと思っております。

また、通園用バスの現行の税額ですけれども、マスコミ等によると、軽減税率の適用となる場合は1万4,500円、適用外の場合は4万5,100円になるということですが、



私のもらった資料には4万5,100円という数字はどこにもないので、もしかしたらこれは変わるのかなど思っているのですが、その点も含めて。

○小向税務課総括課長 税額の部分について申し上げます。一定年数がたちまして車両が古くなりますと、排ガス規制の関係で、重課といたしまして、1割あるいは15%という車もございしますが、余計に税が課税されます。その重課部分がある車とない車とで、委員のおっしゃったような金額の差が生じているものというふうに思います。

○小田島総務部長 今回の税務関係の処理や前回の福祉関係での当初予算計上漏れについてのミスなど、委員御指摘のとおり相手の方々が不利益をこうむるような改正につきましては、制度の状況について、どういう根拠なのか、その対応は大丈夫なのかどうか、自分の所属だけではなくて、関係部局間で横断的にきちんとチェックをしていく必要があると思います。

まず、税の関係については、これはきちんとそれぞれの制度改正において、税務課のほうからの発信もありますし、それぞれの部局からの税のチェックもやるというような、両方からアクセスするような仕組みを徹底していきたいというふうに考えておりますし、それ以外の事案につきましても、例えば予算要求の段階で、さらにチェックを行うなどというようなことを徹底いたしまして、このようなことがないように改めてまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員長 この際、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○久保孝喜委員 午前中の最後に嵯峨委員から質問のあった自動車税専決処分について、関連でお尋ねをしたいと思いますのですが、おおよその経過については先ほど来のやりとりの中で承知をしたところなのですが、ただ一方で、この法律の一部改正後の2月初旬の段階で、担当所管課と協議もないまま課税の判断をしたということとあわせて、関係者からの通報の際には、他県においては同様の件が問題視されているということを知りながら、税務担当課では通常の税に戻すことを判断したというふうに、関係者からは受けとめられているようなのですが、その事実経過は間違いないですか。

○小向税務課総括課長 税務課において、通園バスの名義が社会福祉法人に変更となっても引き続き軽減税率の適用となるかということについて、検討するという認識がその時点ではなかったというのは事実でございます。この点では、ルーチン的な業務をしてきた私自身、大きな反省をしているところでございます。

それから、他県の状況について急遽調査をして承知したのは、3月17日に、実態が変わらないのに増額になるのはおかしいのではないかという御指摘を受けた後のことであり、他県も悩んでいるところがあるのだなというふうなこと、あるいは先行してもう2月に対応したのだなというふうなことも、その時点で認識をしたものでございます。

○久保孝喜委員 最初は、学校法人と社会福祉法人との違いによって、税の問題でも対応が分かれるというふうに判断をしたということですね。そうすると当然ながら、学校法人であっても社会福祉法人であっても、税を支払う側の実態を判断の根拠にしていかななくてはなりませんし、波及する課題も、その時点で考えなければならぬわけですね。

ところが先ほどの質疑の中では、その段階で担当所管課とのやりとりは全くなかったということですから、担当所管課のほうも、所管する法律が改正されてから3月17日までの間、どういう事態になるのかということや税務の担当のほうに相談したりすることがなかったということなのですか。

○小向税務課総括課長 委員御指摘のとおりでございますが、これは税務課の言いわけのように聞こえてしまって申しわけないのですが、担当所管課側からのそういう相談とか、やりとりというのは、それまではなかったものでございます。

○久保孝喜委員 所管が違いますから、ここで担当所管課に聞くわけにいかないのですが、今回の専決処分に至る過程で3月17日及び18日に協議及び即決をしたという話ですから、担当所管課のほうでは法律の一部改正後にどういう協議なり検討がなされたのかということや、当然協議の段階ではお聞きしているのだらうと思いますが、その事情などを含めて御説明をいただきたいと思っております。

○小向税務課総括課長 保健福祉部のほうからは、経営の実態や車の使用状況も変わらないのに国の施策によって名義が変わるのだから、単に現行条例上は社会福祉法人だから課税となるというのは、やはり無理がありますよねというふうな話がありました。こちらのほうもそのとおりであると考えましたし、先ほど来申し上げておりますように、他県の状況も前向きであったことから、上司と協議いたしまして、これはすぐ軽減税率を適用することで対応すべきだというふうな結論に至ったものでございます。

○久保孝喜委員 先ほども嵯峨委員から指摘のあったように、当初予算計上ミスの問題でも同じようなことが繰り返されたわけですね。法律改正の条文上の解釈はともかくとして、対応の結果起き得る県民負担などに対する想像力が働かないという点では全く同じ状況ですよね。

保健福祉部における予算計上ミスが問題となった今議会の初めの段階に、県にかかわるさまざまな対応が求められている案件をもう一回総ざらいするようなことは、各課でやられていなかったのでしょうか。本会議でのやりとりの中でも、そうしたことに十分留意をして検討しますという答弁があったわけですが、総務部長いかがでしょうか。

○小田島総務部長 保健福祉部における当初予算計上ミスにつきましては、当然のことながら、各部局においてきっちり対応していくべきということで、全庁的に情報共有したところでございます。

一方で、この事案について申し上げますと、今回の幼保連携型認定こども園に係る法改正に伴うさまざまな課題について、そこまで考えが至らなかったというのは、非常に残念だと思っております。

したがって、今後におきましては、先ほど申し上げましたとおり、このような事案が生じないような決定の仕方について、さらに具体的に検討のうえ、情報共有についても徹底したいというふうに考えております。

○久保孝喜委員 今議会の冒頭で保健福祉部における当初予算計上ミスの問題が起きて、議会に対して対応策を説明し、県民に向かってもそういう姿勢を明らかにすると言っている足もとで、実はもう既に今回のように、県が法律改正に伴う一定の判断をしてしまっている。問題が起きた段階でもう一回見直そうではないかということになっていけば、今回の事案はここまで切迫した状況にはならなかったと思うのですが、問題が起きているにもかかわらず、何らの動きがなかった。

例えば法律上、社会福祉法人には適用にならないというふうな判断があったとしても、その時点で他県はどのようにしているのかという調査をしていけば、より早い段階で対応できたかもしれない。それを結果的にはやらなかった。洗い出しをするという全庁的な動きには至っていなかったというわけであり、そういう意味では、保健福祉部における当初予算計上ミスと同様に、この案件には非常に大きなガバナンス上の問題があるのだということ指摘したいというふうに思います。

○小田島総務部長 今回の保健福祉部における予算計上ミスのような問題に関連をいたしまして、各部局ともそれぞれ努力をしながら対応について吟味し、取り組んできたと理解をしているところであります。しかしながらその中で、まだこのような問題が生じているということについて、我々もきちんと情報共有を徹底させるようにしていく必要があると思っております。

○軽石義則委員 この際ですので、2019年ラグビーワールドカップの開催都市が岩手県及び釜石市に決定したことについて、前回の常任委員会では、決定した直後でしたので非常なうれしさの余り質問をしてしまいましたが、開催準備が始まると現実が見えてまいりまして、非常に厳しいスタートであるというふうに感じているところであります。

復興スクラム議員連盟といたしましても、3月17日に役員会を開催いたしまして、岩手県ラグビーフットボール協会、釜石市、そして県の大平政策地域部副部長にも出席をいただきましたけれども、やはりこれからが本当の意味での厳しい道のりではないかと思うところであります。知事の記者会見や文部科学大臣の発言など、ラグビーワールドカップの釜石市開催にはかなり前向きな発言がされてきていると思いますけれども、現段階でどのような状況に進んできているか、把握をしているものがあればまずお示し願いたいと思います。

○大平副部長兼政策推進室長 釜石市では来年度から具体的にラグビー場の設計に入っております。その中で、一番大きな問題となる事業費がどの程度になるかというところが、だんだん固まってくるものと考えてございます。全体の流れで申しますと、2015年ラグビーワールドカップイングランド大会において、日本側からもブースを出展することにより、日本開催をアピールするというような予定となっております。

○**軽石義則委員** いよいよ本格的な準備が始まるわけだと思っておりますけれども、やはり東日本大震災津波からの復興、そして本県としては2巡目の国民体育大会となる希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の成功も含めまして、県民の皆さんにもよく理解をいただいて、支援をいただかなければならないという思いもございます。アジアでは初めての開催でございますし、そういう意味では世界に対する発信力もかなり大きいというふうに思いますし、それに加えて経済効果もかなり出てくるのだらうと思います。

加えて、国際発信ということから、国際リニアコライダー建設候補地の選定にも何らかのプラスになっていくことも考えていくとすれば、そういうことを含めて、岩手県としては、釜石市が中心になるということではなく共同で開催するという立場から、さらに県民に対するアピールや理解浸透のことなど、自主的に察していただくことも大事だと思いますけれども、現段階で何かそのような考えがあればお示しを願いたいと思います。

○**大平副部長兼政策推進室長** まず、先ほど申しましたように、2015年ラグビーワールドカップイングランド大会では日本のブースも出展します。その中で、各地域、各会場それぞれについて出展するというような話も来ております。ただ、具体的な話はまだでございますので、そちらのほうについては、県と釜石市が連携をとりまして、釜石市の状況、あるいは岩手県、東北のアピールも含めて行っていきたいと考えてございます。具体的にはこれから検討してまいります。

世界への発信ということでは、先行的な事例となっております国際リニアコライダーの盛り上げにつきましては、例えば県民に対しては、シンポジウム、テレビ番組、のぼり旗、ポスター、あるいは漫画など、さまざまな媒体を使ってアピールしてまいりました。

2019年ラグビーワールドカップにつきましては、2016年にはキャンプ地の募集のプロセスというものが発表されます。2017年には、実際の日程や組み合わせなど、具体的な内容が発表になってまいりますので、それぞれのタイミングに合わせて、県民の方々からまず御理解をいただき、さらには大会成功に向けて盛り上げていくというような仕掛けについても、十分検討してまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** ぜひそれらの対応をしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、岩手県庁本庁舎の正面には、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の横断幕も張られていて、非常に良いアピールになっていると思っておりますので、2019年ラグビーワールドカップにつきましても、東日本大震災津波からの復興や希望郷いわて国体・希望郷いわて大会と並べて、横断幕などでアピールをしていただくことも大事な一つの取り組みではないかと思っております。ぜひそれらも含めて対応いただきたいというふうに思いますので、そのことについて最後にお聞きして終わります。

○**大平副部長兼政策推進室長** 先ほど申しましたとおり、2019年ラグビーワールドカップの成功に向けて、さまざまな仕掛けを考えてまいります。その中でも委員御提言のありました県庁舎、あるいは広域振興局等の建物への横断幕の設置というものも考えられますので、こちらにつきましては、釜石市などとも連携をとりながら前向きに考えていきたい

と思います。

○久保孝喜委員 それでは大きく2点お尋ねをしたいと思います。最初に東日本大震災で被災したJR山田線の復旧スケジュール関連でお尋ねをしたいと思います。予算特別委員会などでもかなり議論を呼んで、焦点が絞られつつある問題でもあります。今新聞報道では復旧工事に係る概略や工程表といったものが取りざたされて、中には部分開通がいつだなどというかなり先走った報道もあるわけですが、復旧工事等に係るJR東日本と関係自治体等との基本合意書及び覚書は、まさにその出発点であって到達点ではないわけですから、これからまさに一番大変なところに向かっていく中で、この工程表がきちんと示され、そしてそれぞれの市町における面整備などどのようにマッチングさせていくかというすり合わせがなされることが、何より必要だというふうに私は思うのです。

まずはJR東日本側が示した工程表なるもの、これは県としては今の段階でも正規の工程表だとは受けとめてないというふうに思うのですが、その提出時期などの見通しについて、JR東日本との交渉に当たっている所管部として、現在把握している範囲でお答えをいただきたいと思います。

○佐々木交通課長 JR山田線の復旧スケジュールについて御質問があったところでございます。これにつきましては、委員御指摘のとおり、JR東日本のほうからお示しをいただき、さまざま報道もされたところでありますけれども、県とすれば、あくまでもJR東日本が出してきたたたき台という認識でございます。

現在どういうことをやっているかというお話になりますと、県とすれば、一日も早く何とか全線の復旧及び運行再開を目指したいということでございまして、沿線の4市町でありますとか、実際に宮古釜石間の運営を行う三陸鉄道の意向というものが非常に重要になってまいりますことから、沿線市町の復興まちづくり事業の状況も踏まえながら、関係者間で一生懸命協議及び調整を行っているという段階でございます。

○久保孝喜委員 恐らく、そこで単にJR東日本側からの工程表が示されるのを待つというだけでは済まないのだと思うのです。県としては、それぞれの市町が進めていく復旧復興事業との兼ね合いを横目で見ながら、トータルとしてJR東日本とのすり合わせをする準備をしていかなければならないというふうにも思います。

一方、新聞報道などで、何年に部分開通、しかもどこからどこまでみたいな話が先行して報道されていますが、これは逆に誤ったメッセージを被災地に送ることになりかねないというふうにも思いますし、部分復旧というのは、何でもそうですけれども、実は本格的な一線復旧よりも技術的に難しい話なのですよね。そういうことを含めて、県の側がこれからの復旧工事に当たってのトータルのイメージをきちんと県民に説明するというようなことも私は必要だと思いますので、JR東日本から早く工程表を引き出すことと、地元市町が行う復旧復興事業とのマッチングの準備をどのようにしていくのか、そして県民に対する説明をどうしていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

○佐々木交通課長 まず、地元市町が行う復旧復興事業とのマッチングということで申し

上げますと、例えば、市街地のかさ上げでありますとか、道路と鉄道の交差、これは鉄道の上を道路が越えるというものも、かさ上げした道路の下を鉄道が通るというものもありますが、こういった工事スケジュールが鉄道復旧工事に密接に関連してまいりますので、地元市町やJR東日本等との調整をしっかりと行っていくということが一つでございます。

次に、JR東日本から工程表を引き出すということでございますが、まずは地元市町の工事との兼ね合いをきちっと整理して、地元側からすればこういうふうな形になるのではないかとといった話を、JR東日本とやっていく必要があると考えています。

それから、県民に対する説明ということでございますが、報道を見た県民の方が、自分の地元ではこのタイミングで復旧するんだなという先入観を持たれてしまったとすれば、それは非常によろしくないことだというふうに私も感じたところでありますので、今後はJR東日本のみならず、地元四市町、それから三陸鉄道との間で方向性をしっかりと協議をした上で、県民の皆様、特に被災地の住民の皆様には、こういうふうな形になるのだということを引きちんと説明していくことが必要になると考えてございます。

○久保孝喜委員 齋藤部長には、新年度はまた別の任務がおありのようではありますが、担当部長としてこれまでも努力をされてきたと思いますし、このJR東日本との関係を含めて、県政における教訓といったものをもし披瀝できるのであれば、この際、事ここに至っておりますので、ぜひ一言お願いしたいと思います。

○齋藤政策地域部長 教訓というようなものは申し上げられませんので、今までの感想を少し申し上げます。

正直申しますと、実は県としていろいろなところで情報のコントロールがうまくいなくて、県民に誤解を与えてしまうことが多かったということが、一番の反省でございます。マスコミの方も一方的な報道ではなくて、議論の場を設けるという形で御協力いただけると、もう少し違った形で進められたのではないかなという思いもございます。今のJR東日本の工程表の話も、残念ながら一方的に出てしまっていて、私どもとしますと、あれは大変デリケートな話であって、関係市町の立場もございますので、議論を始めようという際に誤った先入観が生じてしまったことは、マイナスの面が多かったというふうに思います。

私どもは、ことし1年間のJR山田線の復旧に係る交渉におきましても、本当に四方八方調整しながら、しかもできるだけ秘密裏にということをやってきたわけでございますが、私どもの反省といたしますと、情報管理をいかにやっていくか、しかもこれは市町村、それから地域住民の方の合意を前提に進めていくということが、ことしの最大のテーマであったということでございますので、その点がこれ以降もっと円滑に、マスコミの方々の協力を得ながら進められればいいなというふうに考えています。

いずれJR山田線については、まだまだ問題が山積してございます。私も図らずもポジションは変わりますが、きっちりと後任の部長に引き継ぎまして、全体としてしっかりとJR東日本等との交渉に当たってまいりたいと考えております。

○久保孝喜委員 ぜひ御奮闘をいただきたいというふうに思います。

次の問題に移ります。東日本大震災津波からの復興関連でお尋ねをしたいのですが、明日は東日本大震災津波復興特別委員会が開催されることから、そこでの議論との重複は避けたいと思いますので、その前提となる幾つかについてお尋ねをしたいと思います。

先般、某新聞に掲載された中村復興局長の寄稿文を拝見いたしました。それには、被災者の半数以上の方々が復興に対して遅れという感覚を持っているということに触れて、いろいろお書きになっており、その点については私も同感をいたしました。

東日本大震災津波から4年目を迎えるこの時期に、被災3県の市町村長へのアンケートというものが、さまざまなマスコミによって、かなりの紙幅を割いて報道をされておりました。私も興味深く拝見をさせていただいたわけですが、その中のある新聞で、被災3県の市町村長に対して、どういう分野の復興が遅れているのか、あるいは復興の遅れの原因は何なのかということについて、昨年に引き続いての追跡調査という形でアンケートをとっているものがございます。

それを見てみますと、例えば最も復興が遅れている分野について、昨年度と今年度とではかなり反応が異なっておりまして、昨年度は住まいという回答が最多だったのですが、今年度は商工業という回答が最多であったとのことでした。

一方で、復興の遅れの原因についてですが、昨年度の段階では職員の不足や法制度の問題という回答が最多だったのですが、今年度に限って言うと、断トツで資材の不足及び高騰、あるいは工事業者や作業員の不足という回答が最多であったとのことでした。

今議会でも、こうした資材の不足及び高騰や人手不足によって、かなり大がかりな契約変更を余儀なくされたという案件が多々ございましたし、我々の常識でも、資材の不足及び高騰や人手不足というのは大変な状態なのだというふうに思ったところなのですが、それではほかの県ではどうなっているかというのを見ると、これが驚くなかれ、宮城県にしても福島県にしても、資材の不足及び高騰や人手不足は、復興の遅れとなる大きな原因としては捉えられていない。結果的に、少なくとも本県の市町村長の皆様方は、資材の不足及び高騰や人手不足を岩手県特有の原因であるというふうに捉えているということが、このアンケートからうかがえるわけで、これは一体どういうことなのだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村復興局長 今委員からお話があったように、今回の市町村長へのアンケートを私も拝見いたしました。特に沿岸の北部と南部では、復興の進捗状況が大きく違いますし、課題も違います。特に沿岸南部市町村の首長には、今年度においてもまだまだ住宅の整備が喫緊の課題の一つであるというふうにおっしゃっている方が多いと思います。一方で、今お話があったように、復興の遅れの原因の一つに、そういった資材の不足や高騰であるとか、工事業者、特に専門職の人手がなかなか確保できないといったようなことを挙げられているというのは、そのとおりだと思います。

資材不足云々については、現に行政の現場でも入札の不調が発生しておりまして、それについては国の設定単価などの見直しや引き上げにより対応していただいているところで

あり、県としては工事箇所をできるだけ大きくくくるような形で、発注件数を少なくした上で業者に受けていただくといったような工夫もしてございます。

そういったことで何とかやりくりをしながらしのいでいるというのが現状でございますけれども、申しわけございません、宮城県なり、そういった他県の資材不足の現状や、どうい違いがあるのかということころまでは、詳細には把握はしてございませんので、御了承いただければと思います。

**○久保孝喜委員** アンケートによれば、復興の遅れの原因について、例えば宮城県や福島県では、資材の不足及び高騰や人手不足という回答数は全体の中では4、5番目の順位にとどまり、そこを問題視する市町村長が極めて少なく、岩手県だけが突出して多い。

この現実、これからの復興の進捗にとっては決して小さな話ではないと思います。復興局の新年度予算の中でも、例えば復興計画推進費の説明書きの中で、事業の進捗状況について、重層的、多面的に進行管理を行うための事業費であるとうたっているわけですね。そうすると、復興の遅れの原因を重層的、多面的に検証して、その情報を開示するということは、まさに復興局の極めて重要な仕事になるのだというふうに思うわけです。

そうすると、今の部長の答弁では、この3県比較を含めて、資材の不足や高騰、あるいは人手不足の実態、これがどういう背景によって、岩手県だけ突出して復興の遅れの原因として受けとめられているのかということも含めて、生の数字が必要になるというふうに思うのです。客観的事実はどうなのか、ここについての調査なり、検討、検証というのは、これまでされてきたのか、あるいは今後しようとするのか。その点についてお答えをいただきたいと思います。

**○中村復興局長** 我々も個々の事業がどうして遅れているのかということについては、それぞれ所管部局のほうとも十分協議をしながら、できるだけ把握をしているつもりではございます。今委員からお話があったように、岩手県だけ資材不足等が非常に激しくて、宮城県、福島県がそうではないというようなことは、恐らく現実にはないというふうに認識してございますが、ただそれぞれ被災をされた市町村の首長方の受けとめ方として、そういう差が出ているというところは、もう少し我々のほうとしても把握をしてみたいというふうに考えています。

**○久保孝喜委員** 復興の遅れの原因としての資材不足等というのは、例えば被災市町村の首長方はみずから資材を調達する作業をしているわけではないので、恐らく大半は復興事業に関連する工事業者側から言われている話だろうと思うのです。現にそういう言葉を受けて、入札の問題も含めていろいろ対応してきたというのは承知しています。特に、岩手県の復興事業に関連する工事業者がそう言っているという客観的な事実があるのであれば、もちろんそこへの対応もしなければなりませんし、それが本当の意味で客観的事実なのか、他県と比べてそれほどの差異があるのかどうか、ぜひその点を検証しなくては、被災市町村の首長たちへのアンケート結果が示すことの説明がつかないことになるのだと私は思います。



ですから、ぜひとも3県比較実態調査というのを進めていただかないと、復興の遅れの原因を特定できない。したがって、復興事業の進行管理もままならないということになってくるのだらうと思います。

時あたかも、ことしになって復興談合の摘発とか、公正取引委員会の強制調査が入るなど、そんなことはないとは思いますが、工事業者側のそうした思いが、あらぬ形で表面化するなどということは、復興事業においてあってはならないと思うので、そういう危険性をも含めて、ぜひ実態の把握に踏み込んでいただきたいということを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村復興局長 復興の遅れについては、我々としても関係部局と十分連携をとりながらしっかり把握をして、一日も早く復興につなげていくようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、調査項目については希望郷いわて国体の競技施設等についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

おって継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付いたしております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。